

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）（抄）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の省令の準用）</p> <p>第二十条  次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の省令の準用）</p> <p>第二十条  次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四  母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条</p> <p>2 （略）</p>